

【すまいの保険（ペットネーム：住自在 Web）】をご契約いただくお客さまへ

# 重要事項説明書



すまいの保険（ペットネーム：住自在 Web）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者の方が異なる場合には、「契約概要」「注意喚起情報」の記載事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

**契約概要** …保険の内容のご説明 **注意喚起情報** …特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険商品に応じた普通保険約款、特約および利用規定によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）のインターネット約款をご覧ください（紙約款はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。）。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社にお問合せください。

## 1 契約締結前におけるご確認事項

### (1) 商品の名称、仕組み

#### ①商品の名称… **契約概要**

すまいの保険 （ペットネーム：住自在 Web）	住宅ローン等をご利用中や住宅を新規に取得されたお客さまのうち、専用 Web サイトからお申込みいただくお客さま向け
----------------------------	---

#### ②商品の仕組み… **契約概要**

事故によって保険の対象に生じた損害および事故によって生じた費用を補償します。お客さまが実際にご契約される補償内容につきましては、選択する補償等により決定されますので、インターネット上の保険契約申込画面をご確認のうえお申込みください。

◎：基本となる補償 ○：オプションで選択可能な補償

	建物や家財の補償
1 火災、落雷、破裂・爆発	◎
2 風災、雹災、雪災	○
3 水災（床上浸水等）	○
4 盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等	○
5 破損・汚損等	○



※原則自動セット  
地震保険



費用の補償	賠償の補償	その他の補償
◎損害防止費用	○個人賠償責任総合補償特約	○仮すまい費用補償特約
○事故時諸費用保険金	○類焼損害補償特約	○被害事故弁護士費用等補償特約
○残存物取片づけ費用保険金		

(2) 補償内容の概要、保険の対象および保険金額の設定方法等

①補償内容の概要… **契約概要** **注意喚起情報**

保険金をお支払いする主な場合	
以下の1から5の事故によって保険の対象に損害が生じた場合 <sup>(注1)</sup>	
1火災、落雷 <sup>(注2)</sup> 、 破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。
2風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩による雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）をいいます。 ※建物の外側の部分の破損を伴わない、自然劣化等による雨漏りによる損害は対象となりません。
3水災（床上浸水等）	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、 ●新価額の30%以上の損害が生じた場合 ●床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水となった場合 をいいます。
4盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等	④盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 ※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつ、その預貯金証書により預貯金口座から現実現金が引き出された事実がある場合に限りま。
	⑤水ぬれ 給排水設備または他人の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれをいいます。 ※給排水設備自体に生じた損害は対象となりません。 ⑥外部からの物体の衝突等 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または騒擾、集団行動もしくは労働争議に伴う暴力・破壊行為をいいます。
5破損・汚損等	1から4までの事故以外の不測かつ突発的な事故をいいます。

(注1) 2から5までの補償はインターネット上の保険契約申込画面で選択することにより補償の対象となります。

(注2) 落雷危険のみを補償対象外とすることもできます。

保険金をお支払いしない主な場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>● 地震、噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害</li> <li>● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など</li> </ul>	

②お支払いする損害保険金の額… **契約概要** **注意喚起情報**

保険の対象	お支払いする損害保険金の額 <sup>(注1)(注2)</sup>
建物	損害保険金＝損害の額－自己負担額（免責金額）（1回の事故につき建物保険金額が限度）
家財	損害保険金 <sup>(注3)</sup> ＝損害の額－自己負担額（免責金額）（1回の事故につき家財保険金額が限度）ただし、「通貨・預貯金証書の盗難」の場合は次のとおりです。
	損害保険金＝損害の額（1回の事故につき1敷地内ごとに通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度）
高額貴金属等	損害保険金 <sup>(注3)</sup> ＝損害の額－自己負担額（免責金額） （1回の事故につき100万円が限度）

(注1)「水災」の場合、下表の損害割合(損害額の保険の対象の価額に対する割合)に応じて保険金をお支払いします(定率払)。

損害割合		お支払いする損害保険金の額	
①損害額が新価額の30%以上のとき		損害の額(1回の事故につき保険金額が限度)	
①に該当しない場合で、 保険の対象である建物が、 床上浸水または地盤面より 45cmを超える浸水となった場合	②損害額が新価額の 15%以上30%未満のとき	保険金額×10% (1回の事故につき、 1敷地内ごとに200万円が限度)	左記②③の合計は、 1回の事故につき、 1敷地内ごとに200万円が 限度
	③損害額が新価額の 15%未満のとき	保険金額×5% (1回の事故につき、 1敷地内ごとに100万円が限度)	

(注2) 損害の額の算定において、「建物」「家財」は新価額、「高額貴金属等」は時価額を基準とします。

(注3)「破損・汚損等」の場合、1回の事故につき1個または1組ごとに30万円が限度となります。

### ③主な特約の概要… 契約概要

個人賠償責任総合補償特約	保険証券記載のご本人やそのご家族が偶然な事故により日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします(示談交渉サービスつき <sup>(注)</sup> )。
類焼損害補償特約	保険の対象である建物または家財から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の住宅またはその住宅内の家財に損害を与えた場合に、保険金をお支払いします。

(注)「国外で発生した事故の場合」「被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合」等は対象外です。

### ④補償の重複… 注意喚起情報

下記の特約は、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります(ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。)。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、他の保険契約の保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご検討ください。

#### <補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	すまいの保険(ペットネーム:住自在Web)の個人賠償責任総合補償特約	・自動車保険の日常生活賠償責任補償特約 ・日常生活傷害補償保険の個人賠償責任危険補償特約
②	すまいの保険(ペットネーム:住自在Web)の被害事故弁護士費用等補償特約	日常生活傷害補償保険の弁護士費用・法律相談費用補償特約

### ⑤保険の対象… 契約概要

保険の対象は、「居住用建物」「家財<sup>(注1)(注2)</sup>」となります。

(注1) 家財は、建物と別に保険金額を設定することにより保険の対象となります。また、家財のみを保険の対象とすることはできません。

(注2) 以下の物は保険の対象に含まれません。ただし、通貨・預貯金証書は、家財が保険の対象である場合において、盗難による損害についてのみ保険の対象として扱います。

- |  |    |
|--|----|
| a. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。)およびその付属品 |    |
| b. 通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物  |    |
| c. クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物  | など |

### ⑥保険金額の設定… 契約概要

- 保険金額は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額となります。保険金額が評価額に満たない場合には、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなる場合がありますので、事故が発生した際に十分な補償が受けられるようお決めください。ただし、評価額より多く設定されても、保険金のお支払は評価額までとなります。

- 建物の保険金額は、評価額（新価額によって定めます。）で設定します。
- 家財の保険金額は、評価額（新価額によって定めます。）を基準として100万円単位でお決めいただくことが可能ですが、評価額いっぱいでご契約いただかない場合、保険料が割高となる場合があります。
- 高額貴金属等の保険金額は、家財を保険の対象とした場合に100万円となります。

#### ⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期… **契約概要**

#### **注意喚起情報**

- 保険期間：1年<sup>(注)</sup>、5年、10年からお選びいただけます。
- 補償の開始：始期日の午前0時（ご継続いただいた契約については、始期日の午後4時）
- 補償の終了：満期日の午後4時

（注）自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）がセットされ、1年間ずつ自動的に継続します（自動継続期間は5年までとなります。）。

### （3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### ① 保険料の決定の仕組み… **契約概要**

#### **注意喚起情報**

- 保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・面積・構造・建築年等によって決まります。
- 築年数（始期年ー建築年）が20年未満のときに建物の保険料に割引が適用されます（補償内容によっては割安とならない場合があります。）。
- お客さまが実際にご契約される保険料については、インターネット上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。

#### ② 保険料の払込方法… **契約概要**

#### **注意喚起情報**

- 保険料の払込方法は、クレジットカード払のみとなり、保険期間1年の場合は「一時払」「分割払」、保険期間5年または10年の場合は「長期一括払」をご選択いただけます。
- インターネット上の保険契約申込画面のクレジットカード情報入力画面にクレジットカード番号等の情報をご入力いただきますと、弊社よりクレジットカード会社へオーソリゼーション（有効性の確認）を行います。クレジットカードが有効であること等の確認がとれた時点をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

#### ③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い… **注意喚起情報**

- 保険料払込期日<sup>(注)</sup>の翌々月末日までにクレジットカードが有効であること等の確認がとれない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。
  - ご登録いただいたクレジットカードが有効であること等の確認がとれない場合、弊社よりハガキでご案内しますので、ハガキに記載のQRコードから、新しいクレジットカードをご登録ください。
- （注）保険料払込期日は、保険始期日の属する月の翌月末日です。
- ※第2回目以降の分割保険料について、保険料払込期日の翌月末日までに払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

### （4）地震保険の取扱い

#### ① 商品の仕組み… **契約概要**

#### **注意喚起情報**

地震保険は、すまいの保険（ペットネーム：住自在 Web。以下「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、インターネット上の保険契約申込画面で「地震保険に加入しない」を選択してください。

#### ② 補償内容… **契約概要**

#### **注意喚起情報**

地震、噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	認定の基準				お支払いする保険金の額		
	建物		家財				
全損	主要構造部(※)の損害額	建物の時価額の50%以上	焼失・流出した床面積	建物の延床面積の70%以上	家財の損害額	家財全体の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の100% (時価額が限度)
大半損		建物の時価額の40%以上 50%未満		建物の延床面積の50%以上 70%未満		家財全体の時価額の60%以上 80%未満	地震保険の保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損		建物の時価額の20%以上 40%未満	建物の延床面積の20%以上 50%未満	家財全体の時価額の30%以上 60%未満		地震保険の保険金額の30% (時価額の30%が限度)	
一部損		建物の時価額の3%以上 20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価額の10%以上 30%未満	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)

(注) 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

※1回の地震等(注1)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が11.7兆円(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11.7 \text{ 兆円 (注2)}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

(注2) 2020年4月現在

#### ③保険金をお支払いしない主な場合… 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

など

#### ④保険期間… 契約概要

- 地震保険の保険期間は最長5年となり、主契約の保険期間により、以下の方式となります。

主契約の保険期間が1年の場合	1年間ずつ自動的に継続する方式
主契約の保険期間が5年の場合	主契約の保険期間とあわせてご契約いただく方式
主契約の保険期間が10年の場合	最長の5年間でご契約いただきその後主契約の残存期間にあわせて自動的に継続する方式

- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

#### ⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)… 契約概要

- 地震保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできません。
- 次の物は、地震保険の対象に含まれません。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物</li> <li>● 自動車</li> <li>● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物(注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(注)</li> <li>● 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物</li> </ul>
--	---

(注) 主契約で保険の対象であっても、地震保険では対象となりません。

- 地震保険の保険金額は、主契約の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「免震建築物割引」「耐震等級割引」「建築年割引」を適用できる場合があります。お客さまが実際にご契約される保険料については、インターネット上の保険契約申込

画面の保険料欄でご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受けできませんのでご注意ください。

#### (5) 「S」評価マンション割引制度…**注意喚起情報**

マンション管理士による診断の結果、最も評価の高い「S」評価を獲得した場合、当該マンションの区分所有者がすまいの保険（ペットネーム：住自在 Web）をご契約いただく際に、建物の保険料が5%割引になります。必ず管理組合に診断の有無および診断結果をご確認ください。お客さまから管理組合による「S」評価マンションの証明書をご提出いただけない場合は、割引の適用はできません。

#### (6) インターネット割引制度…**注意喚起情報**

すまいの保険（ペットネーム：住自在 Web）を専用 Web サイトからお申し込んだ場合、火災保険料が5%割引になります。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

#### (1) 保険契約申込画面の正確なご入力…**注意喚起情報**

ご契約締結時に、弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申し出いただく義務（告知義務）があります。インターネット上の保険契約申込画面に入力された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な告知事項（インターネット上の保険契約申込画面に★印または☆印で示した項目）】

- ・ 保険の対象の所在地
- ・ 保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造・用法
- ・ 保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無 など

#### (2) クーリングオフ（申込撤回または契約解除）…**注意喚起情報**

この商品は「通信販売に関する特約（インターネット用）」が付帯された契約のため、ご契約のお申込後にクーリングオフを行うことはできません。

## 3 契約締結後におけるご注意事項

#### (1) 変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項…**注意喚起情報**

ご契約締結後、次に掲げる通知事項が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかったときは、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な通知事項（インターネット上の保険契約申込画面に☆印で示した項目）】

- ① 保険の対象である建物の構造・用途の変更
  - ② 保険の対象の他の場所への移転
  - ③ 転居等によるご連絡先・ご住所などの変更
  - ④ 保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし など
- ※③または④の事項に変更がある場合に、ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせをご案内できないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、お引受を継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ・ 専用住宅から併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）・専用事務所・店舗等へ変更する場合 など

## (2) ご契約を解約する場合… **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

## 4 その他のご注意事項

### (1) お客さま情報の取扱い… **注意喚起情報**

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報や、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社などに提供を行います。なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細については、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または弊社までお問合せください。

### (2) 重大事由による解除… **注意喚起情報**

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

### (3) 保険会社破綻時などの取扱い… **注意喚起情報**

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合に契約者保護を行う機関として、「損害保険契約者保護機構」があります。

### (4) 契約締結に関するその他のご注意事項… **注意喚起情報**

- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります（ただし、保険契約を新規で締結する場合において、代理店は保険契約締結の媒介のみを行います。）。
- 保険金請求状況によっては、次回ご契約時に継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

### (5) 自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）をセットされた場合の取扱い **注意喚起情報**

自動継続特約とは、ご契約者と弊社との間にあらかじめ保険契約の自動継続についての合意がある場合に、保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容<sup>(注1)(注2)</sup>で自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。自動継続は、満期日の属する月の前月 10 日までにご契約者（または弊社）から申し出ることにより、停止することができます。保険金請求状況によっては、自動継続を停止させていただくことがあります。

(注1) 普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

(注2) 建築費または物価の変動等に伴い、建物評価額および保険金額は変更になる場合があります。

### (6) 満期返れい金・契約者配当金… **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5 用語および略称の説明

用語	説明
家財	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
居住用建物	建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物をいいます。建築中の建物および常時居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用を除きます。）、空家（売却用を除きます。）を含みます。
高額貴金属等	家財のうち、貴金属・宝玉・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書等をいいます。
時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
新価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、再調達価額ともいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険契約の補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約条件等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

〈弊社の相談・苦情・連絡窓口〉

お客さま相談窓口

フリーダイヤル **0120-17-2424**

[受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)]

〈事故のご連絡〉 サービス24

フリーダイヤル **0120-25-7474**

[受付時間 24時間・365日]

〈ご契約内容に関するご質問やご相談等〉

日新火災テレホンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-616-898**

[受付時間 平日 / 9:00~20:00

土日祝 / 9:00~17:00]

〈指定紛争解決機関〉… **注意喚起情報**

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ナビダイヤル **0570-022808**  
(全国共通・通話料有料)

[受付時間 9:15~17:00

(土日祝および12/30~1/4除く)]

2020年7月作成版